

環境省令第 号

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十条第一項（同法第十五条の四の六第一項において準用する場合を含む。）及び第十五条の四の四第一項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年 月 日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第九号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第十四号中「若しくは登記簿の謄本」を「（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）」に改める。

第五条の十一第二項第五号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第十号中「若しくは登

記簿の謄本」を「（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）」に改める。

第五条の十二第二項第二号口中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同号ホ及び同項第三号ホ中「若しくは登記簿の謄本」を「（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）」に改める。

第六条の三第二項第六号、第六条の十第三項第一号及び第六条の十八第二号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第六条の二十七第一項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号中「並びに数量」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三 当該一般廃棄物の数量

第六条の二十七第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号から第十号まで（第三号を除く。）に規定する事項について同一の内容の一般廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して一般廃棄物の輸出の確認（以下この条において「輸出の一括確認」という。）を受けることができる。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に

掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号から第十号まで（第三号を除く。）に掲げる事項

二 当該一般廃棄物の輸出の開始予定年月日

三 当該一般廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「確認の有効期間」という。）

四 確認の有効期間内の当該一般廃棄物の輸出の回数

五 確認の有効期間内に輸出する当該一般廃棄物の数量の上限

第六条の二十七に次の三項を加える。

4 輸出の一括確認を受けた後、やむを得ない理由により当該確認に係る事項を変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。））、輸出の回数の変更又は輸出する一般廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。）する必要があるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十三号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該確認を受けた年月日及び確認番号
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 一般廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十四号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該確認を受けた一般廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
 - 三 当該確認を受けた年月日及び確認番号
 - 四 当該確認を受けた一般廃棄物の種類及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）
 - 五 当該確認を受けた一般廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の

有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日)

六 当該確認を受けた一般廃棄物の処分が終了した年月日(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの処分が終了した年月日)

6 前項に規定する報告書には、当該確認を受けた一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面(輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとにその処分が終了したことを証する書面)を添付しなければならない。

第九条の二第二項第八号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第九号、第十号及び第十一号中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に改め、同項第十二号中「及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらが法人である場合には、登記事項証明書)」に改め、同項第十三号中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に改める。

第十条の四第一項第五号中「第十二条の十二の十九第一項第七号」を「第十二条の十二の十九第一項第八

号」に改める。

第十条の十第三項第一号中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第二号中「及び登記事項証明書又は登記簿の謄本」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号八に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）」に改める。

第十条の二十三第三項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第二号中「及び登記事項証明書又は登記簿の謄本」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号八に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）」に改める。

第十一条第六項第九号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第十号、第十一号及び第十二号中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に改め、同項第十三号中「及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）」に改め、同項第十四号中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」

に改める。

第十二条の十の二第二項第一号中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第四号中「及び登記事項証明書又は登記簿の謄本」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（同号八に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合には、登記事項証明書）」に改める。

第十二条の十一の三第二項第五号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項第六号、第七号及び第八号中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に改め、同項第九号中「及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）」に改め、同項第十号中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に改める。

第十二条の十一の四第二項第二号口中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同号八中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に改め、同号二中

「及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）」に改め、同号ホ中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に改め、同項第三号ニ中「若しくは登記簿の謄本」を「（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）」に改める。

第十二条の十二第二項第二号、第五号及び第六号中「及び登記事項証明書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に改める。

第十二条の十二の十四第一項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号中「並びに数量」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三 当該廃棄物の数量

第十二条の十二の十四第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号から第九号まで（第三号を除く。）に規定する事項について同一の内容の廃棄物の輸入を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して廃棄物の輸入の許可（以下この条において「輸入の一括許可

「という。」を受けることができる。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号から第九号まで（第三号を除く。）に掲げる事項

二 当該廃棄物の輸入の開始予定年月日

三 当該廃棄物の輸入を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条において「許可の有効期間」という。）

四 許可の有効期間内の当該廃棄物の輸入の回数

五 許可の有効期間内に輸入する当該廃棄物の数量の上限

第十二条の十二の十四に次の三項を加える。

4 輸入の一括許可を受けた後、やむを得ない理由により当該許可に係る事項を変更（許可の有効期間の変更（変更後の許可の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。））、輸入の回数の変更又は輸入する廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。）する必要が生じたときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による届出書を環境大臣に提出しな

ればならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該許可を受けた年月日及び許可番号

三 変更の内容

四 変更の理由

5 廃棄物の輸入の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十六号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合はこの限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該許可を受けた廃棄物の国内における運搬を行った者（輸入の相手国から本邦までの運搬を行った者を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該運搬を行つ

た者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号

三 当該許可を受けた廃棄物の国内における処分を行った事業場の名称及び所在地並びに施設の種類

四 当該許可を受けた年月日及び許可番号

五 当該許可を受けた廃棄物の種類及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）

六 当該許可を受けた廃棄物を輸入した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した年月日）

七 当該許可を受けた廃棄物の処分が終了した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの処分が終了した年月日）

六 前項に規定する報告書には、当該許可を受けた廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行われた廃棄物の個別の輸入ごとにその処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

第十二条の十二の十九第一項中「法第十五条の四の六」を「法第十五条の四の六第一項」に改め、第十号

を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号中「並びに数量」を削り、同号の次に次の一号を加える。

三 当該産業廃棄物の数量

第十二条の十二の十九第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号から第十号まで（第三号を除く。）に規定する事項について同一の内容の産業廃棄物の輸出を一年間に二回以上行おうとする者は、一括して産業廃棄物の輸出の確認（以下この条において「輸出の一括確認」という。）を受けることができる。この場合においては、前項に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号から第十号まで（第三号を除く。）に掲げる事項

二 当該産業廃棄物の輸出の開始予定年月日

三 当該産業廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下

この条において「確認の有効期間」という。）

四 確認の有効期間内の当該産業廃棄物の輸出の回数

五 確認の有効期間内に輸出する当該産業廃棄物の数量の上限

第十二条の十二の十九に次の三項を加える。

4 輸出の一括確認を受けた後、やむを得ない理由により当該確認に係る事項を変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。））、輸出の回数の変更又は輸出する産業廃棄物の数量の上限の十パーセント未満の変更に限る。）する必要があるときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十七号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該確認を受けた年月日及び確認番号

三 変更の内容

四 変更の理由

5 産業廃棄物の輸出の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括

確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十八号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 当該確認を受けた産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
 - 三 当該確認を受けた年月日及び確認番号
 - 四 当該確認を受けた産業廃棄物の種類及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）
 - 五 当該確認を受けた産業廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）
 - 六 当該確認を受けた産業廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの処分が終了した年月日）
- 6 前項に規定する報告書には、当該確認を受けた産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとにその処分

が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

第十六条の三中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第二を次のように改める。

様式第二号（第六条の二十七関係）

（表面）

一般廃棄物輸出確認申請書（個別・一括）

平成 年 月 日

環境大臣 殿

申請者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条第1項の規定により、一般廃棄物の輸出の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物の種類及び性状	
一般廃棄物の数量 (一括確認にあつては、輸出の回数及び数量の上限)	
一般廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の種類	
運搬を行う者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
運搬施設の種類の種類	

運搬経路	
処分を行う者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
処分を行う種類の施設	
処分を行う場所	
事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

	<p>m³ / 日 () 時間</p> <p>t / 日 () 時間</p>
--	---

処 分 を 行 う 施 設 の 処 理 能 力	$m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$
	面積 m^2 埋立容量 m^3
処分を行う施設の処理方式 及び構造並びに設備の概要	
排ガスの処理方法	
排水の処理方法	
放流水の水質	
放流水の水量	$m^3 / \text{日}$
放流水の放流方法 及び放流先の概況	
輸 出 予 定 年 月 日	

(一括確認にあつては、輸出の開始予定年月日及び輸出を行う期間)

備考

- 1 の欄は記入しないこと。
- 2 施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 排ガス、排水の処理方法については、その概要を記入するとともに、別紙に処理系統図を示すこと。
- 4 放流水質は、最終処分場の場合は、排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準の項目及びダイオキシン類について放流水の予定水質を記入すること。
- 5 放流先の概況については、放流先の種類（河川、湖沼等）及び放流先との関係等を記入すること。
- 6 運搬施設が複数にわたる場合にあつては、～欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

7 処分を行う施設が複数にわたる場合にあつては、 ～ 欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

手数料欄

様式二十九号を次のとおり改める。

様式第二十九号（第十二条の十二の十四関係）

廃棄物輸入許可申請書（個別・一括）

平成 年 月 日

環境大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4第1項の規定により、廃棄物の輸入の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

廃棄物の種類及び性状	
廃棄物の数量 (一括許可にあつては、輸入の回数及び数量の上限)	
廃棄物を排出した者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類	
廃棄物の国内における運搬	住所

<p>を行う者（輸入の相手国から本邦までの運搬を行う者を含む。）</p>	<p>氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 許可番号</p>
<p>運搬施設の種類及び運搬経路</p>	
<p>申請者の産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業に係る許可番号</p>	
<p>処分を行う施設の種類及び設置場所並びに許可番号</p>	
<p>輸入予定年月日 (一括許可にあつては、輸入の開始予定年月日及び輸</p>	

入を行う期間)

備考

- 1 の欄は記入しないこと。
- 2 施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 運搬を行う施設が複数にわたる場合にあつては、
 - ・ 欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 処分を行う施設が複数にわたる場合にあつては、欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

手数料欄

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十号を次のとおり改める。

様式第三十号 (第十二条の十二の十九関係)

(表面)

産業廃棄物輸出確認申請書（個別・一括）

平成 年 月 日

環境大臣 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の6第1項において準用する同法第10条第1項の規定により、産業廃棄物の輸出の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物の種類及び性状	
産業廃棄物の数量 （一括確認にあつては、輸	

出の回数及び数量の上限)	
産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地並びに施設の種類の種類	
運搬を行う者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 許可番号
運搬施設の種類の種類	
運搬経路	
処分を行う者	住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

処 分 を 行 う 施 設 の 種 類	
処 分 を 行 う 施 設 の 設 置 場 所	
事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

処 分 を 行 う 施 設 の 処 理 能 力	$m^3 / 日 () 時間$ $t / 日 () 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
----------------------------	--

処分を行う施設の処理方式及び構造並びに設備の概要	
排ガスの処理方法	
排水の処理方法	
放流水の水質	
放流水の水量	m ³ /日
放流水の放流方法及び放流先の概況	
輸出予定年月日 (一括確認にあつては、輸出の開始予定年月日及び輸出を行う期間)	

備考

- 1 の欄は記入しないこと。
- 2 施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 排ガス、排水の処理方法については、その概要を記入するとともに、別紙に処理系統図を示すこと。
- 4 放流水質は、最終処分場の場合は、排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準の項目及びダイオキシン類について放流水の予定水質を記入すること。
- 5 放流先の概況については、放流先の種類（河川、湖沼等）及び放流先との関係等を記入すること。
- 6 運搬施設が複数にわたる場合にあつては、～欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 処分を行う施設が複数にわたる場合にあつては、～欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

手数料欄

様式第三十二号の次に次の六様式を加える。

様式第三十三号（第六条の二十七関係）

一般廃棄物輸出確認内容変更届出書	
平成 年 月 日	
環境大臣 殿	
届出者	
住所	
氏名	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の27第4項の規定により、輸出の一括確認の内容の変更について、次のとおり届け出ます。	
確認を受けた年月日	平成 年 月 日
及び確認番号	確認番号

変更の内容	新 旧	
	新	旧
変更の理由		

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十四号 (第六条の二十七関係)

<p>一般廃棄物輸出報告書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>環境大臣 殿</p> <p>報告者</p> <p>住 所</p>

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の27第5項の規定に基づき、平成 年 月 日
付け
で確認を受けた一般廃棄物の輸出に関し、関係書類を添えて報告します。

確認を受けた一般廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地	
確認を受けた年月日	平成 年 月 日
及び確認番号	確認番号
確認を受けた一般廃棄物の種類及び性状	
輸出した数量(一括)	

確認にあつては、個
別の輸出ごとの数量
の合計)

輸出した数量	輸出した年月日	処分が終了した年月日

備考

- 1 この報告書は、輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了するたびに遅滞なく提出すること。
- 2 輸出の一括確認を受けた者にあつては、～欄は前回提出した報告書における記載に追加するようにすること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十五号 (第十二条の十二の十四関係)

<p>廃棄物輸入許可内容変更届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>環境大臣 殿</p> <p>届出者</p>
--

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14第4項の規定により、輸入の一括許可の内容の変更について、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日 及び許可番号	平成 年 月 日	
	許可番号	
変更の内容	新	旧
変更の理由		

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十六号 (第十二条の十二の十四関係)

廃棄物輸入報告書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

報告者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14第5項の規定に基づき、平成 年 月

日付け 日付で許可を受けた廃棄物の輸入に関し、関係書類を添えて報告します。

許可を受けた廃棄物の国内における運搬を行った者（輸入の相手国から本邦までの運搬を行った者を含む。）	住所 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 許可番号
許可を受けた廃棄物の国内における処分を行った事業場の名称及び所在地並びに施設の種類	
許可を受けた年月日及び許可番号	平成 年 月 日 許可番号
許可を受けた廃棄物の種類及び性状	
輸入した数量 （一括許可にあつては、個別の	

輸入ごとの数量の合計

輸入した数量	輸入した年月日	処分が終了した年月日

備考

- 1 運搬を行った者が複数にわたる場合にあつては、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 この報告書は、輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了するたびに遅滞なく提出すること。
- 3 輸入の一括許可を受けた者にあつては、～欄は前回提出した報告書における記載に追加するようにすること。

(日本工業規格 A列4番)

様式第三十七号(第十二条の十二の十九関係)

産業廃棄物輸出確認内容変更届出書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

届出者

住 所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の19第4項の規定により、輸出の一括確認の内容の変更について、次のとおり届け出ます。

確認を受けた年月日 及び確認番号	平成 年 月 日	
	確認番号	
変更の内容	新	旧
変更の理由		

様式第三十八号 (第十二条の十二の十九関係)

産業廃棄物輸出報告書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

報告者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の19第5項の規定に基づき、平成 年 月 日付け
で確認を受けた産業廃棄物の輸出に関し、関係書類を添えて報告します。

確認を受けた産業廃

棄物を排出した事業場の名称及び所在地	
確認を受けた年月日及び確認番号	平成 年 月 日 確認番号
確認を受けた産業廃棄物の種類及び性状	
輸出した数量（一括確認にあつては、個別の輸出ごとの数量の合計）	

輸出した数量	輸出した年月日	処分が終了した年月日

備考

- 1 この報告書は、輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了するたびに遅滞なく提出すること。
- 2 輸出の一括確認を受けた者にあつては、欄は前回は提出した報告書における記載に追加するように

すること。

(日本工業規格 A列4番)

附 則

(施行期日)

この省令は公布の日から施行する。